

気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例（案）に係るパブリックコメントでの意見への市議会の考え方について

NO	条例（案） ページ	条例（案） 条番号	寄せられた意見	意見に対する市議会の考え方
1	—	全体	<p>パブリックコメント（意見公募）について 本審議会（議会の付属機関）設置条例は、議会内部に関するもので、直接、国民（市民）の権利・義務に関わらないものなので、行政手続法の一般原則を含む意見公募（パブリックコメント）等の規定は適用されない。（意見公募はいらない。） （追加説明） 当該パブリックコメントが法令上のものではなく、気仙沼市のパブリックコメント手続要綱に基づく任意の意見募集であれば、同要綱第3条の対象となるどれにも当てはまらない。</p> <p>審議会について 地方自治法上、審議会とは地方公共団体の執行機関（長、行政委員会等）が、条例制定等、意思決定を行う際に意見を求める為に、法律または条例によって設置することができるもの（地方自治法138条4第3項）であって、議会はその重要な役割が審議であることから設置することができない。 気仙沼市議会基本条例第5条第8項の付属機関 上記条例第5条8項は、地方自治法100条の2を受けたものであり、同条例の付属機関は、地方自治法上の審議会とは上記理由にて相違する。 仮に、便宜的に上記条例の付属機関を審議会と呼んだとしても、地方自治法上の審議会とは内容も役割も異なる。 議会基本条例の付属機関とは、議会が議案の審査や事務に関する調査をするために、必要な調査を学識経験者等にさせる機関であって、条例案作成の為、3年もの期間を与えて審議させる機関ではなく、そのような解釈をすれば地方自治法に抵触し、法令に反する条例となり、無効となる。また、議会の役割の放棄と捉えられても仕方がない。 そもそも議員定数改正にあたっては、議会基本条例15条に参考人制度及び公聴会制度を活用するものと規定されており、審議会設置は規定されていない。 （追加説明） 気仙沼市議会基本条例第15条3に反する審議会設置は、同条例第19条にも反することになる。 当該審議会設置条例によって、審議会が設置され、予算が使われることになれば、違法又は不当な財務会計上の行為として、住民監査請求の対象になり得る。</p> <p>議会は、今日に至るまで、議員定数に関して、あるいは常任委員会の構成人数等を本市と全国、あるいは県内の自治体との比較、毎年度発生する歳入不足を多額の財政調整基金の取り崩しにより補填せざるを得ない本市の財政事情、人口の減少によりさらに減少が見込まれる地方交付税や税収と議会費との関連等を、市民に情報開示しておらず、議会での議員定数に関する議論も手続き論の範囲を超えることがない。 全国の自治体と比べ定数削減が遅れてしまったことは、市の財政に今後も影響を与えるばかりではなく、勉強会、長期にわたる審議会を設置することにてさらに市民の血税を使うことになる。 気仙沼市議会基本条例2条の議会の活動原則を思い起こすべきである。 結論としては、既に専門家の勉強会を行っている議会において、迅速な議論により定数削減案を作成、意見公募を経て、削減条例を早期に制定すべきと考える。</p>	<p>パブリックコメント（意見公募）について 本件パブリックコメントは、市議会において、気仙沼市パブリックコメント手続要綱に準じて行った任意の意見募集となります。同要綱第3条の対象事項には該当しないものではありませんが、事項の重要性に鑑み、議員定数のあり方について、影響を受ける市民の皆さんにも関心を持っていただき、条例制定案にも意見を反映させるために募集を実施したものです。</p> <p>審議会について ご指摘のとおり、市議会基本条例（以下「基本条例」といいます。）第5条第8項に基づき設置を検討している「市議会議員の定数のあり方に関する審議会」（以下「審議会」といいます。）については、地方自治法（以下「法」といいます。）第138条の4第3項に規定されている執行機関の付属機関とは区別されるものであります。</p> <p>議員定数条例の改正を検討するにあたり、議会の活動の検証や活性化の観点など、総合的な調査が必要であると考えたことから、その調査を依頼することを目的として、法第100条の2の規定により、学識経験者等で構成する審議会を設置することとしたものです。 審議会設置にあたっては、当該審議会の付属機関としての設置根拠を明確にするため、基本条例第5条第8項の規定に従い、条例をもって設置することとしたものです。</p> <p>審議会での調査は、近隣・同規模自治体との比較検証の他、議会・議員の活動量の分析、地方自治発展の視点での議員定数のあり方といった事項を調査研究し、議会へ報告することを想定していることから、概ね1年程度の期間において実施し、その間4、5回程度の審議会開催が必要と見込んでおります。</p> <p>議員定数の改正にあたっては、審議会での調査報告を受けた後、基本条例第15条各項の規定に則り、議員定数調査特別委員会を設置して総合的な検討を行って市議会としての考え方を整理し、参考人制度や公聴会制度を活用して市民等の意見も聴取した上で、法第109条第6項に基づき改正議案を上記委員会から提出する予定としております。</p> <p>議員定数のあり方や改正条例制定に向けた検討方法等に関するご意見については、今後の議会における議論の参考とさせていただきます。</p>

NO	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられた意見	意見に対する市議会の考え方
2	—	—	<p>議員定数削減の検討においては、「将来に負債を残さないように、出来る限りスリム化する」ということを念頭に置いて、「どうすれば定数を減らしても民意を反映した政治ができるか?」という建設的な議論が行われることを期待します。</p> <p>「他自治体の定数などを参考にして、人口あたり議員定数を設定し、気仙沼の将来人口推計と照らし合わせて、適正な定数を算出する」といった進め方もあるかと思いますが、これでは現在の活動のあり方を是としてしまい、効率化・改革の視点が入りません。</p> <p>奇しくも、コロナ禍で従来通りの有権者コミュニケーションが図れなくなっている現状があり、これまで通りのやり方が出来なくても大きな問題にならなかった点が発見できていると思います。効果的・効率的な議員のあり方も検討してください。</p> <p>また、議員は民意を代表する存在ではありますが、議員に頼らなくても、行政職員が市民の意見を聞き取ることもできます。むしろ、制度設計の細かい部分であれば、行政職員が果たす役割の方が大きいはずです。行政職員のあり方も同時に改革が検討されることを期待しています。</p>	<p>議員定数のあり方を検討されている先行事例でも、人口当たりの議員定数という視点だけでなく、議会や議員の役割やあり方、議論に必要な議員数等についても言及した調査・答申が行われており、ご指摘頂いたような建設的な議論のため、審議会設置の考えに至ったところですので、今後議会において議員定数のあり方を議論していく際の参考とさせていただきます。</p>
3	—	—	<p>①人口の割合で定数を15名にしてください。</p> <p>②議員の報酬が他の市に比べて多過ぎる。15万円位がいいと思います。</p> <p>③登米市の市長は、自分の判断で、議員の数を減らし、又、報酬を減らしました。又、自分の報酬も減らした。</p> <p>④市民があつての市議です。減少(人口)が増々加速していきます。</p>	<p>今後議会において議員定数のあり方について議論していく際の参考とさせていただきます。</p>
4	—	—	<p>・審議会の件</p> <p>1. 議員定数のみならずタイトルは「行財政改革推進委員会」として4年間に1回実施する。その中の一議論として定数について議論する。その結論を議会にのせる。</p> <p>2. 委員は議員5名(正、副議長の他に3名)として、地域代表15名(及び農協1名、漁協1名、商工会1名)、学識経験者1名(名目だけで現場(市の現状)を知らない方は不要です)とする。</p> <p>3. 会議は必ず開く事を前提とし委員には使命感を持って必ず出席する様に努める事とする。</p> <p>4. その他要望として 次なる議案は、企業誘致、少子高齢化につき議論する事</p>	<p>この度の設置条例の素案作りを担当した議会改革調査特別委員会運営小委員会においても、議員定数のほかに議会活性化についても調査を依頼できる会議体について検討しましたが、議会の附属機関を設置する初めての試みであることから、まずは議員定数に関する調査事項に絞ってスタートすることと致したところであり、今後様々な事項に関して調査手法を検討する際の参考とさせていただきます。</p>